

神奈川県がん診療連携指定病院の新規指定及び指定更新について

1 神奈川県がん診療連携指定病院の概要

- 「神奈川県がん診療連携指定病院」(県指定病院)は、国が指定する「がん診療連携拠点病院」(拠点病院)と同等の機能を有する病院について、本県が独自に指定する制度である。(平成22年度開始・指定期間は原則4年(再指定可))
- 県は、患者が住み慣れた地域で、そのニーズに応じた高度で質の高いがん医療を受けることができる体制を整備するため、県指定病院を、横浜医療圏に5病院、川崎北部、川崎南部、相模原、湘南東部、横須賀・三浦医療圏に各1病院、湘南西部医療圏に2病院指定している。

2 県指定病院の指定要件

神奈川県がん診療連携指定病院指定要綱(参考資料)「第2 指定病院の指定」参照

3 新規指定及び指定更新について(案)

(1) 新規指定申請病院

区分	医療圏	病院名	病床数
新規指定	県央	東名厚木病院	282

- 申請書類の審査、現地調査(2/18)により、2年猶予の項目以外の指定要件の充足が確認できたことから、新たに県指定病院に指定することとしたい。(指定期間：令和2年4月1日～令和6年3月31日)

(2) 指定更新申請病院

区分	医療圏	病院名	病床数
指定更新	横浜	昭和大学藤が丘病院	584
		一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410
		行政独立法人国立病院機構横浜医療センター	510
		恩賜財団済生会横浜市南部病院	500
		国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	565
	川崎北部	医療法人社団三成会新百合ヶ丘総合病院	377
	川崎南部	川崎市立川崎病院	713
	相模原	独立行政法人国立病院機構相模原病院	458
	湘南東部	茅ヶ崎市立病院	401
	湘南西部	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	441
		平塚市民病院	416

※湘南鎌倉総合病院については、令和2年4月1日よりがん診療連携拠点病院に移行。

- 申請書類の審査、現地確認により、2年猶予の項目以外の指定要件の充足が確認できたことから、引き続き、県指定病院として指定することとしたい。(指定期間：令和2年4月1日～令和6年3月31日)